

一般社団法人トナリノ

定款

第1章 総則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人トナリノと称し、英文では tonarino と表示する。

(主たる事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を岩手県陸前高田市に置く。

2 当法人は、理事の決定により従たる事務所を必要な場所に置くことができる。

(目的)

第3条 当法人は、2011年3月11日に発生した東日本大震災により甚大な被害を被った岩手県陸前高田市及びその周辺の地域復興及び市民協力の促進を目的とする。

(事業)

第4条 当法人は、前条の目的を達するため次の事業を行う。

- (1) 支援企業、団体及び個人の活動を現地にてコーディネートする活動
- (2) 支援スポンサーを募集及び開発するための企画の実施
- (3) チャリティー活動プログラム及び各種イベント事業の企画及び実施
- (4) 農作物の生産、加工及びこれらに対するサポート
- (5) 農作物、これらを用いた加工品及び特産品の販売
- (6) 若者の未就労状況からの脱却及び就労の機会を与える活動
- (7) ホームページ及びICT（情報通信技術）システムの、企画、開発、制作及び運用
- (8) 国内外の地域支援団体及び組織との連携
- (9) 地域コミュニティの支援
- (10) 各種メディアへの広報
- (11) 前各号の事業に附帯又は関連する事業

(公告)

第5条 当法人の公告は、当法人の主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第2章 社員

(入社)

第6条 当法人の目的に賛同し、入社した者を社員とする。

2 当法人の社員として入社しようとする者は、社員総会において別に定めるところにより申し込み、代表理事の承認を得なければならない。

(任意退社)

第7条 社員は、社員総会において別に定めるところにより届け出ることにより、任意に退社することができる。

(除名)

第8条 社員が次のいずれかに該当するに至ったときは、社員総会の特別決議によって当該社員を除名することができる。

- (1) 本定款やその他の規則に違反したとき。
- (2) 当法人の名誉を傷つけ又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他の除名すべき正当な事由があるとき。

(社員資格の喪失)

第9条 前2条の場合のほか、社員は、死亡し又は失踪宣告を受け若しくは社員である団体が解散したときにその資格を喪失する。

(社員資格喪失に伴う権利及び義務)

第10条 社員が前3条の規定によりその資格を喪失したときは、当法人に対する社員としての権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることはできない。

第3章 社員総会

(種類)

第11条 当法人の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会とし、定時社員総会は、毎事業年度の末日の翌日から3か月以内に開催し、臨時社員総会は、随時必要に応じて開催する。

第4章 役員

(員数)

第12条 当法人に、理事3名以上を置く。

- 2 理事のうち1名以上を代表理事とする。
- 3 各理事について、その理事及びその理事の配偶者又は3親等内の親族その他法人税法施行規則

第2条の2第1項に定める特殊の関係のある者である理事の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。

(選任)

第13条 理事は、社員総会の決議によって選任する。

- 2 代表理事は、理事の互選によって理事の中から選定する。

第5章 賛助会員

(賛助会員)

- 第14条 当法人の目的を賛助し賛助会費を納入する個人又は法人を賛助会員とする。
- 2 賛助会員及び賛助会費については、別に定める賛助会員規程による。

第6章 解散及び清算

(残余財産の帰属)

- 第15条 当法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益社団法人、公益財団法人、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号イからトに掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第7章 計算

(事業年度)

- 第16条 当法人の事業年度は、毎年6月1日から翌年5月31日までの年1期とする。

(剰余金)

- 第17条 当法人は、剰余金の分配を行わない。

以上

附則

(改正経緯)

- 平成23年6月9日制定
平成24年8月31日一部改訂
平成25年8月17日一部改訂
平成26年10月10日一部改訂
令和2年6月1日一部改訂

令和2年6月2日

以上、当法人の現行定款に相違ありません。

一般社団法人トナリノ
代表理事 佐々木信秋 印

